

平成 27 年

第 3 回

薩摩川内市教育委員会
(臨時会)

会 議 録

平成 27 年 3 月 8 日

第3回 薩摩川内市教育委員会臨時会

- 1 期 日 平成27年3月8日(日)
- 2 場 所 市役所5階 教育委員会室
- 3 出席委員 委員長 三本 伴子 委員長職務代理者 福山 廣
委員 上川 幸子 委員 初田 健
教育長 上屋 和夫
- 4 説明のために出席した職・氏名
教育部長 中川 清 教育総務課長 鮫島 芳文
学校教育課長 原之園健児
- 5 記録者 教育総務課課長代理 橋口 公男
- 6 傍聴者 なし
- 7 日 程
 - (1) 付議する事件
議案第6号 県費負担教職員の定期異動に係る内申について【非公開】
議案第7号 教育委員会事務局職員(幼稚園教諭、学校主事)の任免について
【非公開】
議案第8号 薩摩川内市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に係る
意見について
議案第9号 薩摩川内市立小・中学校の再編に関する第2次基本方針(案)につ
いて
 - (2) その他
 - ① 吉川小学校の閉校式について
 - ② その他

開会時間 10時25分

- 委 員 長 ただいまから平成27年第3回薩摩川内市教育委員会臨時会を開会します。
- 委 員 長 会議録署名委員の指名を行います。上屋教育長を会議録署名委員に指名します。
- 委 員 長 本日の議案第6号 県費負担教職員の定期異動に係る内申について、及び議案第7号 教育委員会事務局職員（幼稚園教諭、学校主事）の任免については、人事に関する議案でありますので、これらを非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 委 員 長 これらについては、非公開といたします。

【県費負担教職員の定期異動に係る内申について】

(非公開) 原案のとおり可決

【教育委員会事務局職員（幼稚園教諭、学校主事）の任免について】

(非公開) 原案のとおり可決

【薩摩川内市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に係る意見について】

- 委 員 長 議案第8号 薩摩川内市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に係る意見について、説明をお願いします。
- 教育総務課長 議案書その2の5ページから9ページで教育に関する事務のうちスポーツに関することについて、平成27年度から市長が管理、執行することとするため、市議会に対し教育委員会の意見を述べる必要がある。意見は「異議はない」としたい旨を説明。
- 委 員 長 何か意見はありませんか。
- 委 員 長 スポーツに関することが市長部局に移行し、高齢者の生きがいづくりや市民の健康増進に関わること、スポーツ合宿による地域経済の活性化が、さらに前進することを期待しています。また、観光面、誘致面も大事ですが生涯スポーツ等の安全面への配慮に努めていただきたいと希望します。
- 教 育 長 生涯スポーツ・健康スポーツについては、これまでどおり教育委員会が行ってきたことを大事にして市民の健康増進、スポーツ競技力の向上を推進していただきたいと考えます。
- 委 員 長 議案第8号 を承認してよろしいですか。
(異議無しの声あり)
- 委 員 長 異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

【薩摩川内市立小・中学校の再編に関する第2次基本方針（案）について】

委員長 議案第9号 薩摩川内市立小・中学校の再編に関する第2次基本方針（案）について、説明をお願いします。

学校教育課長 議案書その3で第2次基本方針策定までのスケジュールと基本方針（案）を説明。高江中は川内中央中もしくは水引中へ統合、陽成小は高来小に統合、平佐東小は東郷小もしくは平佐西小へ統合、朝陽小と大馬越小は入来小に統合、東郷小・山田小・南瀬小・鳥丸小・藤川小は平成29年4月に統合し位置は東郷小とする。なお、平成31年4月に東郷中との一体型小中一貫校を開校する。大裏小・黒木小・上手小・藺牟田小は統合し位置は大裏小に、海陽中・海星中と休校中の鹿島中は統合し位置は海星中とする旨を説明。

委員長 何か意見はありませんか。

委員 議会への説明は3月議会でされるのですね。

学校教育課長 今回の総務文教委員会で説明をします。

委員 各地域には新年度になってから説明をしていくのですね。

学校教育課長 5月から8月にかけて各中学校単位で、統合を進めようとしている地域に説明に行きます。

教育長 この提案をもとに地元でも話し合っただき、ご意見をいただきます。いただいた意見を踏まえ12月に基本方針として策定し、再度説明に行きます。基本的には各地域に1中学校・1小学校は置くということとしています。

委員長 鹿島から海星中まで車で時間はどれ位かかりますか。

教育長 30分から40分です。

委員長 祁答院地域の小学校の位置を大裏小にした場合、感情的なものはどうですか。

教育長 大裏小は大村と轟が一緒になりましたが、なかなか融和しなかったということもありました。藺牟田小も一緒になって祁答院全体を包み込む名前にした方がいいのではないかと思います。

委員長 地理的には大裏小がいいのですか。

教育長 地理的には上手小だと思いますが、藺牟田小も一緒になり、また、祁答院中との小中一貫教育の推進を考えた場合、大裏小がいいのではと考えます。

委員長 議案第9号 を承認してよろしいですか。

（異議無しの声あり）

委員長 ご異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

委員長 次に、吉川小学校閉校式について、説明をお願いします。

教育総務課長 別紙資料で3月22日の11時15分から開催する吉川小学校閉校式、除

幕式、惜別の会について内容を説明
委 員 長 質問はありませんか。
委 員 長 事務局からの報告はありませんか。
学校教育課長 別紙資料で平成26年度児童生徒の各種大会入賞状況を説明。
委 員 長 以上で、平成27年 第3回薩摩川内市教育委員会臨時会を終了いたします。
ありがとうございます。

平成 27 年

第 4 回

薩摩川内市教育委員会
(定例会)

会 議 録

平成 27 年 3 月 26 日

第4回 薩摩川内市教育委員会定例会

- 1 期 日 平成27年3月26日(木)
- 2 場 所 市役所5階 教育委員会室
- 3 出席委員 委員長 三本 伴子 委員長職務代理者 福山 廣
委員 上川 幸子 委員 初田 健
教育長 上屋 和夫
- 4 説明のために出席した職・氏名
教育部長 中川 清 教育総務課長 鮫島 芳文
学校教育課長 原之園健児 社会教育課長 橋口 誠
文化課長 岩元ひとみ 少年自然の家所長 上村 実行
中央図書館長 本野 啓三
- 5 記録者 教育総務課課長代理 橋口 公男
- 6 傍聴者 なし
- 7 日 程
 - (3) 会議録承認
 - (4) 諸般報告
 - (5) 付議する事件
 - 議案第10号 薩摩川内市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
 - 議案第12号 薩摩川内市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令の制定について
 - 議案第13号 薩摩川内市教育委員会技能労務職員就業規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第14号 薩摩川内市立学校嘱託員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
 - 議案第15号 薩摩川内市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第16号 薩摩川内市教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第17号 薩摩川内市川内歴史資料館条例施行規則及び薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第18号 薩摩川内市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 19 号 薩摩川内市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第 20 号 薩摩川内市社会体育功労者等表彰に関する要綱を廃止する告示の制定について

議案第 21 号 教育財産の用途廃止について

議案第 22 号 薩摩川内市指定無形民俗文化財の指定について

議案第 23 号 薩摩川内市教育振興基本計画の策定について

議案第 24 号 平成 27 年度薩摩川内市教育委員会の基本方針について

報告第 5 号 教育委員会事務局職員の任免について

(6) その他

③ 4 月行事について

④ 指定管理者評価委員会の報告（文化課・市民スポーツ課）

⑤ その他

開会時間 13 時 30 分

委員長 ただいまから平成27年第4回薩摩川内市教育委員会定例会を開会します。
委員長 平成27年第2回定例会会議録及び第3回臨時会会議録についてお諮りします。会議録を承認してよろしいですか。

(はいの声あり)

委員長 平成27年第2回定例会会議録及び第3回教育委員会臨時会会議録は承認されました。次に会議録署名委員の指名を行います。上屋教育長を会議録署名委員に指名します。

委員長 諸般報告について、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課長 資料の3ページで説明

委員長 質問はありませんか。次に学校教育課の説明をお願いします。

学校教育課長 資料の4ページ、5ページで説明

委員長 質問はありませんか。

委員長 卒業式の告辞で活躍された方の話を取り上げてありますが、市長祝辞やPTA会長の祝辞と内容が重なることはありませんか。今回は、中学校の教育委員会告辞でノーベル賞を受賞された「赤崎勇さん」が出てきて、小学校の市長祝辞でも「赤崎勇さん」が出ていました。また、新年度に向けて新入生等の安全面に配慮していただきたいことと進級・進学する子供たちの引き継ぎを漏れがないようお願いしたいと思います。

学校教育課長 教育委員会が作った告辞文は、学校に事前に示してあります。市長部局とも連携をとっています。市長の祝辞は小学校と中学校で内容を変えてありましたので、大丈夫だろうと判断したところです。安全面につきましては、あらためて文書で指導していきたいと考えます。進学先への子供たちの情報提供については、学級編成をする際に小学校と中学校の先生が一緒になって、配慮すべき子供の情報交換を毎年しているところです。

委員長 他に質問はありませんか。次に社会教育課の説明をお願いします。

社会教育課長 資料の6ページで説明

委員長 質問はありませんか。

委員長 次に文化課の説明をお願いします。

文化課長 資料の7ページ、8ページで説明

委員長 質問はありませんか。

委員長 次に市民スポーツ課の説明をお願いします。

市民スポーツ課長 資料の9ページで説明

委員長 質問はありませんか。

委員長 質問はありませんか。次に少年自然の家の説明をお願いします。

少年自然の家所長 資料の10ページで説明

委員長 質問はありませんか。次に中央図書館の説明をお願いします。

中央図書館長 資料の11ページで説明
委員 長 質問はありませんか。
委員 長 以上で諸般報告を終わります。

【薩摩川内市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について・薩摩川内市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令の制定について】

委員 長 議案第10号 薩摩川内市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、議案第12号 薩摩川内市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令の制定については、関連がありますので一括して説明をお願いします。

教育総務課長 議案第10号は議案書の1ページから6ページ及び議案資料の1ページから22ページで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、委員長選挙及び委員長職務代理者指定の条項を削除、規則中の「委員長」を「教育長」に改正、委員会への報告の条項を追加、教育課廃止・統合に伴う事務局の組織を改正、附属機関の改正、課の分掌事務の改正、教育機関の所属を改正する旨を説明。議案第11号は議案書の7ページ、8ページ、議案資料の23ページで教育委員会公告式規則の「委員長」を「教育長」に改正、教育委員会公印規則の委員長印及び委員長職務代理者印を削除する旨を説明。議案第12号は議案書の9ページ、10ページ及び議案資料の26ページで地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条項ずれである旨を説明。

委員 長 何か質問はありませんか。
委員 委員長職務代理者に関連する部分は削除になるのですね。
教育部長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されましたので、規則から削除することになります。
委員 附属機関の改正で議案資料に少年自然の家運営協議会の記載がないのは理由がありますか。

教育総務課長 記載漏れです。記載された議案資料をお渡しします。

委員 長 他に質問はありませんか。
委員 長 議案第10号を承認してよろしいですか。
(異議なしの声あり)

委員 長 異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

委員 長 次に、議案第 1 1 号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

委員 長 次に、議案第 1 2 号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

**【薩摩川内市教育委員会技能労務職員就業規則の一部を改正する規則の制定
について・薩摩川内市立学校嘱託員の勤務時間等に関する規程の一部を改
正する訓令の制定については】**

委員 長 続きまして、議案第 1 3 号 薩摩川内市教育委員会技能労務職員就業規則
の一部を改正する規則の制定について、議案第 1 4 号 薩摩川内市立学校
嘱託員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定については、
関連がありますので一括して説明をお願いします。

教育総務課長 議案書の 1 1 ページ、1 2 ページ及び議案資料 2 7 ページ、2 8 ページで
第 1 3 号は技能労務職員について学校敷地の草刈り、花壇の整備等の環境
整備を所掌事務に追加したい旨、議案書 1 3 ページ、1 4 ページ及び議案
資料 2 9 ページで、議案第 1 4 号は学校嘱託員について、学校敷地の草刈
り、花壇の整備等の環境整備を学校嘱託員の業務に追加したい旨を説明。

委員 長 何か質問はありませんか。

委員 長 議案第 1 3 号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

委員 長 次に、議案第 1 4 号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

【薩摩川内市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について】

委員 長 続きまして、議案第 1 5 号 薩摩川内市教職員住宅管理規則の一部を改正
する規則の制定について、説明をお願いします。

教育総務課長 議案書の 1 5 ページ、1 6 ページ、及び議案資料の 3 0 ページで西方教職
員住宅 1 号を公売するため廃止する旨を説明。

委員 長 何か質問はありませんか。

委員 長 ほとんど財産活用推進課や建築住宅課に移管していますが。まだ、残って
いるものはありますか。

教育総務課長 閉校した分がいくつかあります。甌地域の西山地区の住宅は、入居者がな

くそのまま残っています。入居者がいない住宅は、市営住宅として建築住宅課に移管できない状況です。

委員 この前、閉校した吉川小などは教職員住宅がでてくるので、また考えなくてはいけないということですね。

教育総務課長 はい。地元で欲しい方がいらっしゃれば、公売することになり、借りたい方がいらっしゃれば市営住宅に移管することになります。

教育長 これまでの閉校が14校になりますので、教職員住宅がどう推移してきたかまとめてください。

教育総務課長 あとで資料をお配りします。

委員長他に質問はありませんか。

委員長議案第15号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

【薩摩川内市教育委員会公共施設の共通仕様手続に関する規則の一部を改正する規則の制定について】

委員長 続きまして、議案第16号 薩摩川内市教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。

教育総務課長 議案書の17ページ、18ページ、及び議案資料の31ページから34ページで公共施設予約システム機器が更改され、インターネットによる仮予約した時に申請書が発行されることに伴い、規定の整備を図る旨を説明。

委員長何か質問はありませんか。

委員長インターネットによる申請は仮予約であって、本申請は紙でしないといけないということですね。

教育総務課長 はい。印字された申請書が出てきますので、書かなくてもいいということになります。

委員長他に質問はありませんか。

委員長議案第16号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

【薩摩川内市川内歴史資料館条例施行規則及び薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について】

委員長 続きまして、議案第17号 薩摩川内市川内歴史資料館条例施行規則及び薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定

について、説明をお願いします。

文化課長 議案書の19ページ、20ページ、及び議案資料の35ページで土曜授業等が実施されることに伴い、土曜、日曜、祝日に川内歴史資料館及び川内まごころ文学館を利用する児童生徒等を対象に入館料を免除する旨を説明。

委員長 何かご質問はありませんか。

委員 いいことだと思いますが、入館料としてはどの程度の収入減になりますか。

文化課長 川内歴史資料館は児童生徒1人100円で、平成25年度実績で年間101名の入館で10,100円です。全体の入館者数が7,876人で入館料が291,460円となっています。まごころ文学館は、児童生徒150円で8名の入館で入館料が1,200円です。全体の入館者は11,032人で入館料が480,590円です。11,300円が収入減となります。

委員長 少ないですね。郷土が輩出したすばらしい人材を知ることは大事だと思いますので、免除することでもっと活用ができればいいと思います。

教育長 平日は、市外の子供たちは有料ということですね。

教育部長 土日・祝日に限らず無料にするという議論もありましたが、今回は土日・祝日で様子を見て、次のステップで考えていきたいと思います。

委員長 他に質問はありませんか。

委員長 議案第17号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

【薩摩川内市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について・薩摩川内市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程の一部を改正する訓令の制定について】

委員長 続きまして、議案第18号 薩摩川内市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、議案第19号 薩摩川内市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程の一部を改正する訓令の制定については、関連がありますので一括して説明をお願いします。

教育総務課長 議案第18号は、議案書21ページ、22ページ、及び議案資料37ページから39ページで公印規則の野外照明許可教育委員会印を削除、公共施設の共通使用手続に関する規則の別表野外運動場照明施設の項を削除、公共施設の使用料免除規則の川内プールと樋脇サンヘルスパークを削除、スポーツ推進員に関する規則は廃止する旨を説明。議案第19号は、教育長の権限に属する事務決裁規程の別表3の市民スポーツ課に関する事項を削除、社会体育功労者実施要領を廃止する旨を説明。

委員 長 何かご質問はありませんか。

委員 長 議案第18号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

委員 長 次に議案第19号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

【薩摩川内市社会体育功労者等表彰に関する要綱を廃止する告示の制定について】

委員 長 続きまして、議案第20号 薩摩川内市社会体育功労者等表彰に関する要綱を廃止する告示の制定について、説明をお願いします。

市民スポーツ課長 議案書25ページ、26ページで社会体育功労者等表彰に関する要綱を廃止する旨を説明。

委員 長 何かご質問はありませんか。

委員 長 議案第20号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

【教育財産の用途廃止について】

委員 長 続きまして、議案第21号 教育財産の用途廃止について、説明をお願いします。

教育総務課長 議案書27ページから29ページで吉川小学校の閉校に伴い、吉川小学校の学校用地、建物の用途を廃止する旨を説明。

委員 長 何かご質問はありませんか。

委員 長 議案第21号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

【薩摩川内市指定無形民俗文化財の指定について】

委員 長 続きまして、議案第22号 薩摩川内市指定無形民俗文化財の指定について、説明をお願いします。

文化課長 議案書30ページから32ページで手打麓武士踊り保存会の「武士踊」、青瀬郷土芸能保存会の「青瀬ハンヤ」と「網持ちばやし」、長浜郷土芸能保存会の「手羽踊」、西山郷土芸能保存会の「シアノーノー」の5つを市指定無形文化財に指定したい旨を説明。

委員 長 何かご質問はありませんか。

委員 長 議案第 2 2 号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

【薩摩川内市教育振興基本計画の策定について】

委員 長 続きまして、議案第 2 3 号 薩摩川内市教育振興基本計画の策定について、説明をお願いします。

教育総務課長 議案書 3 3 ページ及び別添資料で平成 2 7 年度から平成 3 1 年度までを計画の期間とする教育振興基本計画の目標、めざす薩摩川内人、施策の方向、主な施策や事業等について説明。

委員 長 何かご質問はありませんか。

教育 長 純心大学からきた高等教育機関との連携強化というのは、純心女子大との連携が前面に出ていないということの指摘ではないですか。

教育部長 高等教育機関との連携については、総合計画審議会の時にも純心女子大の委員から意見が出て、総合計画にも入れてあります。

教育部長 教育振興基本計画をベースにして総合教育会議の大綱を策定する作業ができてきます。

委員 長 他に質問はありませんか。

委員 長 議案第 2 3 号を承認してよろしいですか。

委員 長 異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

【平成 2 7 年度薩摩川内市教育委員会の基本方針について】

委員 長 続きまして、議案第 2 4 号 平成 2 7 年度薩摩川内市教育委員会の基本方針について、説明をお願いします。

教育総務課長 議案書 3 4 ページ、3 5 ページ及び別紙議案資料で平成 2 7 年度の教育委員会の基本方針（案）と教育総務課の基本方針・施策努力点を説明。

(各課所長が資料の 3 ページから 1 2 ページで説明)

委員 長 何かご質問はありませんか。

委員 長 社会教育課の基本方針で「現代的課題に対応した家庭教育」というのはどのようなことですか。

社会教育課長 講座は色々ありますが、高齢者を対象にしたさわやかセミナーなど生きがいや健康増進、パソコン、安全、福祉、人権などを学べる場を提供するというのを「現代的課題に対応した」と言っています。

委員 長 そのようなものが進化・発達してそれらに対応できる講座等と捉えたらよろしいですか。

教育 長 現代的課題というのは、総合的な家庭教育、青少年教育に関する色々な課

題があり、その課題に対応できる家庭教育や青少年教育をやっていききたいということではないですか。

委員 長 「現代的課題に対応する家庭教育」という意味に捉えてしまい、家庭教育が時代によって、大きく変わっていいのかなと考えます。

教育 長 「現代的課題に対応した」という部分は削除してもいいのではないですか。社会教育課長 削除します。

委員 長 他に質問はありませんか。

委員 長 議案第24号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

【教育委員会事務局職員の任免について】

委員 長 続きまして、報告第5号 教育委員会事務局職員の任免について、説明をお願いします。

教育部長 4月1日付け人事異動について説明。

委員 長 何かご質問はありませんか。

委員 長 4月の行事予定について、教育総務課から説明をお願いします。(各課所長が資料の12ページから16ページで説明)

委員 長 行事予定について、質問はありませんか。

委員 長 その他、委員の皆さんから何かありませんか。

委員 長 事務局から何かありませんか。

文化課長 指定管理者制度により管理運営を委任している川内文化ホール、入来文化ホールについて、指定管理者評価委員会で概ね適正である評価があった旨を報告。

市民スポーツ課長 野外運動場照明施設、川内プール、樋脇サンヘルスパーク・樋脇B&G海洋センター、樋脇総合運動場・樋脇野外人口芝競技場、東郷総合運動場・東郷池島運動場について、指定管理者評価委員会で優れている又は概ね適正である評価があった旨を報告。

教育部長 川内文化ホールと入来文化ホールについては、お互い連携できるよう一緒に出してはどうかという意見が評価委員会で出され、検討をしているところ。正式に決まりましたらお知らせします。

委員 長 指定管理者評価委員会の評価について報告がありましたが、質問はありませんか。

委員 長 他に事務局からありませんか。

学校教育課長 就学義務猶予を認めた児童について報告。

委員 長 他にありませんか。

委員長 以上で、平成27年第4回薩摩川内市教育委員会定例会を終了いたします。
ありがとうございました。